

議案第61号

読谷村都市公園条例の一部を改正する条例

読谷村都市公園条例（昭和54年読谷村条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 罰則（第19条—第21条）」を
「第4章 罰則（第19条—第21
附則
条）」に改める。

第4条第3項中「附して第1項」を「付して同項」に改め、同項ただし書中「次の各号」を「次」に、「第1項」を「同項」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月12日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實